GMOINTERNET

平成 24 年 2 月 20 日

http://www.gmo.jp

各 位

所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 住 会 社 名 GMO インターネット株式会社 代 表 者 代表取締役会長兼社長 熊 谷 正 寿 (コード番号 9449 東証第一部) 務 車 取 締 役 安田昌史 問い合わせ先 グループ管理部門統括・IR 担当 Τ 03-5456-2555(代) Ε L

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年3月25日開催予定の当社第21期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社が創業の精神として掲げるスピリットベンチャー宣言を定款に明記することにより、事業活動に おける当社の基本原則を明らかにするものであります。
- (2) 当社の業務執行における適正手続を担保するため、取締役会決議事項の事後承認を原則禁止することを明らかにするものであります。
- (3) 昨今の経営環境を踏まえ、経営陣強化に備え、取締役の員数枠を増加するものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

U

R

L

2. 変更の内容

別紙のとおり。(下線部分は変更箇所)

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 平成24年3月25日(日曜日)

(2) 定款変更の効力発生日 平成24年3月25日(日曜日)

以上

GMOINTERNET

(別紙)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(新設)	第2条(創業の精神)
	当会社ならびに GMO インターネットグループは、
	創業の精神として「スピリットベンチャー宣言」を掲
	げ、インターネットの"場"の提供に経営資源を集
	中し、「日本を代表する総合インターネットグルー
	プ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新た
	なインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」
	「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。
第 <u>2 条</u> ~第 <u>25 条</u> (条文省略)	第 <u>3 条</u> ~第 <u>26 条</u> (現行どおり)
第 26 条 (取締役の員数)	第 <u>27</u> 条(取締役の員数)
当会社の取締役は、15 名以内とする。	当会社の取締役は、 <u>17</u> 名以内とする。
第 <u>27</u> 条~第 <u>34</u> 条 (条文省略)	第 <u>28</u> 条~第 <u>35</u> 条 (現行どおり)
(新設)	第36条(取締役会による事後承認の禁止)
	1.取締役会において決議すべき事項についての取
	締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得
	ることを禁止する。
	2.前項の規定にかかわらず、取締役会において決
	議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重
	要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締
	役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な
	影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、
	法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の
	決議に先んじて当該事項を執行する。
	3. 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定
	める執行後に開催される最初の取締役会におい
	て、当該執行の事実を報告し、当該執行につい
	て、議決に加わることができる取締役全員の賛成
	による決議を得なければならない。